



金 沢 市 公 報

号外第5号の7

令和2年(2020年)3月31日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

◎ 目 次	ページ	
●規 則		○金沢市における企業立地及び中小企業構造の高度化の促進に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (産業政策課) 2
○金沢市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則 (スポーツ振興課)	1	○金沢市中央卸売市場業務条例施行規則の一部を改正する規則 (中央卸売市場事務局) 2
○鏡花文学賞条例施行規則の一部を改正する規則 (文化政策課)	1	○金沢市公設花き地方卸売市場業務条例施行規則の一部を改正する規則 (公設花き地方卸売市場事務局) 10

規 則

金沢市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

金 沢 市 長 山 野 之 義

●金沢市規則第24号

金沢市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則

金沢市体育施設条例施行規則(平成20年規則第12号)の一部を次のように改正する。

様式第1号中「あて先」を「宛先」に、

移動観覧席	1日1回につき		を
仮設式競技コート	1日1回につき		

移動観覧席	1日1回につき		に
-------	---------	--	---

改める。

様式第3号中

移動観覧席	1日1回につき		を
仮設式競技コート	1日1回につき		

移動観覧席	1日1回につき		に
-------	---------	--	---

改める。

附 則

- この規則は、令和2年4月1日から施行する。
- この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の書式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

鏡花文学賞条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

金 沢 市 長 山 野 之 義

●金沢市規則第25号

鏡花文学賞条例施行規則の一部を改正する規則

鏡花文学賞条例施行規則（昭和48年規則第53号）の一部を次のように改正する。

第1条第2項中「本市に在住する」を「市内に居住し、勤務し、若しくは在学する」に、「在住した」を「居住し、勤務し、若しくは在学した」に改める。

第3条第1項本文中「単行本」の次に「（これに相当する電子書籍を含む。以下同じ。）」を加え、同項ただし書中「以外の方法で刊行された」を「として刊行された文芸作品以外の」に改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

金沢市における企業立地及び中小企業構造の高度化の促進に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第26号

金沢市における企業立地及び中小企業構造の高度化の促進に関する条例施行規則の一部を改正する規則

金沢市における企業立地及び中小企業構造の高度化の促進に関する条例施行規則（昭和58年規則第38号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成32年3月31日」を「令和3年3月31日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

金沢市中央卸売市場業務条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第27号

金沢市中央卸売市場業務条例施行規則の一部を改正する規則

金沢市中央卸売市場業務条例施行規則（平成12年規則第21号）の一部を次のように改正する。

目次中「第6条」を「第5条の2」に、「第4章 卸売の業務に関する物品の品質管理（第68条の2）」を「第4章 第5章 市場施設の使用（第69条—第76条）」に、「第4章 卸売の業務に関する物品の品質管理（第68条の2）」を「第4章 市場施設の使用（第69条—第76条）」に、「第6章」を「第5章」に、「第7章」を「第6章」に、「第8章」を「第7章」に改める。

市場施設の使用（第69条—第76条）」に、「第6章」を「第5章」に、「第7章」を「第6章」に、「第8章」を「第7章」に改める。

第3条を次のように改める。

第3条 削除

第2章第1節中第6条の前に次の2条を加える。

（卸売業務の許可申請）

第5条の2 条例第6条第3項の規定による卸売の業務の許可の申請は、卸売業務許可申請書（様式第1号）によるものとする。

2 条例第6条第4項に規定する規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 当該事業年度開始の日以後2年間における事業計画書
- (2) 定款
- (3) 登記事項証明書
- (4) 役員名簿、業務を執行する役員の履歴書及び戸籍抄本又はこれに代わる書面
- (5) 卸売市場法施行規則（昭和46年農林省令第52号）別記様式第2号の例により作成した最近2年間における事業報告書
- (6) 株主若しくは出資者又は組合員の氏名、住所及びその持ち株数又は出資額を記載した書面
- (7) 当該申請者が他の法人に対する支配関係（他の法人に対する関係で、次に掲げるものをいう。以下同じ。）を持っているときは、その法人の名称及び住所、その法人の総株主等（総株主、総社員又は総出資者をいう。以下同じ。）の議決権（株式会社にあつては、株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法（平成17年法律第86号）第879条第3項の規定に

より議決権を有するものとみなされる株式会社についての議決権を含む。以下同じ。)の数及び当該議決権の数のうち当該申請者が有する議決権の数、その法人に対する支配関係を持つに至った理由を記載した書面並びにその法人の定款、直前事業年度の貸借対照表及び損益計算書並びに当該事業年度の事業計画書

ア 当該申請者がその法人の総株主等の議決権の2分の1以上に相当する議決権を有する関係

イ 当該申請者の営む卸売の業務に従事しているか、又は従事していた者が役員の過半数又は代表する権限を有する役員の過半数を占める関係

ウ 当該申請者がその法人の総株主等の議決権の100分の10以上に相当する議決権を有し、かつ、その法人の事業活動の主要部分について継続的で緊密な関係を維持する関係（イに掲げるものを除く。）

(8) 当該申請者が条例第6条第5項第3号、第5号及び第6号に掲げる者に該当しないことを誓約する書面

(9) その他市長が必要があると認める書類

(卸売業務許可証の交付)

第5条の3 市長は、条例第6条第1項の許可をしたときは、卸売業務許可証（様式第1号の2）を交付するものとする。

第8条の次に次の2条を加える。

(事業の譲渡し及び譲受け並びに合併及び分割の認可申請)

第8条の2 条例第11条の3第3項の規定による事業の譲渡し及び譲受けに係る申請は卸売業者事業譲渡・譲受認可申請書（様式第1号の3）に、卸売業者である法人の合併に係る申請は卸売業者事業合併認可申請書（様式第1号の4）に、卸売業者である法人の分割に係る申請は卸売業者事業分割認可申請書（様式第1号の5）によるものとする。

2 前項の申請書には、第5条の2第2項各号に掲げる書類のうち、市長が必要があると認める書類を添付しなければならない。

(届出事項)

第8条の3 条例第11条の4第1項第3号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 定款の変更

(2) 法人を代表する者の変更

(3) 業務を執行する役員の変更

(4) 資本金又は出資の額の変更

(5) 総会の決議

第9条第1項中「様式第1号」を「様式第1号の6」に改め、同条第3項を削る。

第10条第3項を削る。

第13条及び第14条を次のように改める。

第13条及び第14条 削除

第17条を次のように改める。

第17条 削除

第18条中「第61条」を「第60条の2第1項第1号」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定による保存は、販売原票及び売買仕切書に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の保存をもって代えることができる。

第20条第2項第4号中「及び第4号」を「、第4号及び第7号から第9号まで」に改め、同条第3項第4号中「役員名簿」の次に「及び業務を執行する役員の履歴書」を加え、同項第7号中「業務を執行する役員の履歴書並びに当該役員が条例第19条第5項第1号、第2号及び第4号」を「当該申請者が条例第19条第5項第5号、第8号及び第9号」に改める。

第26条第1項に次の1号を加える。

(3) 法人である仲卸業者にあつては、第8条の3各号に掲げる事項

第26条第2項を削る。

第30条第2項第3号中「及び第3号」を「、第3号及び第5号から第7号まで」に改め、同条第3項第5号中「第3号」の次に「に、並びに当該法人が同項第6号及び第7号」を加える。

第32条第1項中「第26条第1項各号に」を「次に」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 氏名、名称又は住所の変更
- (2) 商号の変更
- (3) 法人である売買参加者にあつては、第8条の3各号に掲げる事項第32条第2項を削る。

第33条第3項第3号中「及び第2号」を「、第2号及び第5号から第7号まで」に改め、同条第4項中「第2号」の次に「に、並びに当該法人が同項第6号及び第7号」を加える。

第36条及び第37条中「行う」の次に「せり売又は入札の方法による」を加える。

第39条第1項中「呼び上げ、かつ、その品種、出荷者、数量、指値の金額（当該委託者の希望価格の110分の100（当該卸売が軽減対象課税資産の譲渡等に該当する場合は、108分の100）に相当する金額をいう。）その他必要な事項をあらかじめ市長に届け出なければ」を「呼び上げなければ」に改める。

第40条及び第41条を次のように改める。

第40条及び第41条 削除

第44条から第48条までを次のように改める。

第44条から第48条まで 削除

第49条の見出し中「許可申請」を「報告」に改め、同条中「第41条第2項」を「第41条」に、「許可の申請」を「報告」に、「仲卸業者及び売買参加者以外の者に対する卸売許可申請書」を「仲卸業者及び売買参加者以外の者に対する卸売高報告書」に改める。

第50条を次のように改める。

第50条 削除

第51条の見出しを「(指定保管場所の指定等)」に改め、同条第1項を削り、同条中第2項を第1項とし、第3項を第2項とし、第4項を第3項とし、同条第5項中「承認の申請は、予約相対取引市場外卸売承認申請書」を「報告は、市場内及び指定保管場所以外にある物品の卸売高報告書」に改め、同項を同条第4項とし、同条第6項を削る。

第52条を次のように改める。

第52条 削除

第53条第3項中「電子商取引に係る」を「市場外で引渡しをする」に改める。

第54条第2項中「売買参加者」の次に「その他の買受人」を加える。

第55条及び第56条を次のように改める。

第55条及び第56条 削除

第57条の見出し中「買入れ申請等」を「買入れの報告」に改め、同条第1項中「第50条第3項」を「第50条第2項」に、「許可の申請は、仲卸業者買付許可申請書」を「報告は、卸売業者以外の者からの買付物品報告書」に改め、同条第2項から第4項までを削る。

第58条を次のように改める。

第58条 削除

第60条第2項及び第3項を削り、同条の次に次の1条を加える。

（支払期日、支払方法その他の決済の方法）

第60条の2 条例第57条に規定する規則で定める方法は、次に定めるところによる。

- (1) 卸売業者は、受託物品の卸売をしたときは、委託者に対して、その卸売をした日から10日以内に、当該卸売をした物品の品目、等級、単価（せり売若しくは入札又は相対取引に係る価格をいう。以下この条において同じ。）、数量、単価と数量の積の合計額、当該合計額の100分の10（当該卸売が軽減対象課税資産の譲渡等に該当する場合は、100分の8）に相当する金額（当該委託者の責めに帰すべき理由により条例第63条ただし書の規定による卸売代金の変更をした物品については、当該変更に係る品目、等級、単価、数量、単価と数量の積の合計額並びに当該合計額の100分の10（当該卸売が軽減対象課税資産の譲渡等に該当する場合は、100分の8）に相当する金額）、控除すべき委託手数料及び当該卸売に係る費用のうち委託者の負担となる費用の項目と金額（消費税等相当額を含んだ金額）並びに差引仕切金額（以下「売買仕切金」という。）を明記した売買仕切書及び売買仕切金を送付しなければならないこと。
- (2) 卸売業者は、出荷者から物品を買い受けたときは、その物品の引渡しを受けた日から10日以内に、買い受けた物品の代金を支払わなければならないこと。
- (3) 仲卸業者、売買参加者その他の買受人は、卸売業者から物品を買い受けたときは、その物品の引渡しを受けた

日から10日以内に、買い受けた物品の代金を支払わなければならないこと。

(4) 買出人は、仲卸業者から物品を買い受けたときは、その物品の引渡しを受けた日から30日以内に、買い受けた物品の代金を支払わなければならないこと。

(5) 前各号の規定による支払は、送金、現金その他の適切な方法により行わなければならないこと。

2 前項の規定にかかわらず、同項第1号から第4号までに規定する期日について取引参加者間に別に特約がある場合には、当該期日は、その特約の期日とする。

第61条第1項中「条例第57条第1項」を「前条第1項第1号」に改め、同条第2項を削る。

第62条を次のように改める。

第62条 削除

第62条の2及び第62条の3を削る。

第68条を次のように改める。

第68条 削除

第4章を削る。

第74条第1項中「別表第2」を「別表」に改める。

第76条第1号中「当該月の」の次に「市場内及び指定保管場所にある物品の」を加え、同条第2号中「第50条第2項ただし書の規定に基づき」を「第50条第2項に規定する卸売業者以外の者から」に改める。

第5章を第4章とする。

第76条の2中「第74条第4項」を「第74条第1項及び第3項」に改める。

第6章を第5章とし、第7章を第6章とする。

第83条第4号中「第19条」を「第6条、第19条」に、「仲卸業者」を「卸売業者、仲卸業者」に、「第22条」を「第11条の2、第22条」に改める。

第8章を第7章とする。

別表第1を削る。

別表第2中「卸売金額」を「市場内及び指定保管場所にある物品の卸売金額」に、「第50条第2項ただし書の規定に基づき」を「第50条第2項に規定する卸売業者以外の者から」に改め、同表を別表とする。

様式第1号中「あて先」を「宛先」に改め、同様式を様式第1号の6とし、同様式の前に次の5様式を加える。

様式第1号(第5条の2関係)

卸 売 業 務 許 可 申 請 書

年 月 日

(宛先) 金沢市長

申請者 住 所
名 称
代表者の氏名

㊟

金沢市中央卸売市場業務条例第6条第1項の規定により、金沢市中央卸売市場 部の卸売の業務の許可を受けたいので、別紙関係書類を添えて申請します。

1 資本金又は出資金の額

円

2 役員の氏名

3 卸売の業務を行おうとする取扱品目

様式第1号の2 (第5条の3関係)

金沢市指令収 第 号

卸 売 業 務 許 可 証

住 所
名 称
代表者の氏名

金沢市中央卸売市場業務条例第6条第1項の規定により、次のとおり金沢市中央卸売市場の卸売の業務を行うことを許可します。

年 月 日

金沢市長 印

様式第1号の3 (第8条の2関係)

卸売業者事業譲渡・譲受認可申請書

年 月 日

(宛先) 金沢市長

譲渡人 名 称
代表者の氏名 印
譲受人 名 称
代表者の氏名 印

金沢市中央卸売市場業務条例第11条の3第1項の規定により、金沢市中央卸売市場 部の卸売の業務の譲渡し及び譲受けを行いたいので申請します。

- 1 譲渡し及び譲受けの予定年月日
- 2 譲渡し及び譲受けを必要とする理由
- 3 その他

様式第1号の4 (第8条の2関係)

卸売業者事業合併認可申請書

年 月 日

(宛先) 金沢市長

申請者	名	称	
	代表者の氏名		⑩
	名	称	
	代表者の氏名		⑩

金沢市中央卸売市場業務条例第11条の3第2項の規定により、金沢市中央卸売市場 部の卸売の業務を
合併したいので申請します。

- 1 合併後存続する法人又は合併により設立される法人の名称
- 2 合併の方法及び条件
- 3 合併の予定年月日
- 4 合併を必要とする理由
- 5 その他

様式第1号の5 (第8条の2関係)

卸売業者事業分割認可申請書

年 月 日

(宛先) 金沢市長

申請者	所	在	地
	名	称	
	代表者の氏名		⑩

金沢市中央卸売市場業務条例第11条の3第2項の規定により、金沢市中央卸売市場 部の卸売の業務を
分割したいので、次のとおり申請します。

- 1 分割により卸売の業務を承継する法人の名称及び所在地
- 2 分割の方法及び条件
- 3 分割の予定年月日
- 4 分割を必要とする理由
- 5 その他

様式第15号中「あて先」を「宛先」に、「第 種関連事業」を「関連事業」に改める。
 様式第16号中「第 種関連事業」を「関連事業」に改める。
 様式第17号から様式第19号までを次のように改める。

様式第17号から様式第19号まで 削除

様式第20号を次のように改める。

様式第20号 (第49条関係)

仲卸業者及び売買参加者以外の者に対する卸売高報告書

年 月 日

(宛先) 金沢市長

報告者 金沢市中央卸売市場
 名 称
 代表者の氏名 部卸売業者 ⑩

金沢市中央卸売市場業務条例第41条の規定により、次のとおり報告します。

単位 数量 : kg
 金額 : 円

月分

種 別	仲卸業者及び売買参加者以外の者に対する卸売数量	仲卸業者及び売買参加者以外の者に対する卸売金額

様式第21号を次のように改める。

様式第21号 削除

様式第21号の2を削る。

様式第22号中「あて先」を「宛先」に、「第43条第1項第1号」を「第43条第1項」に、「4 そ の 他」を「4 温度管理の有無」に改める。

5 そ の 他」

「4 温度管理の有無

様式第23号中「あて先」を「宛先」に、「4 そ の 他」を「5 そ の 他」に改める。

5 そ の 他」

様式第24号を次のように改める。

様式第24号 (第51条関係)

市場内及び指定保管場所以外にある物品の卸売高報告書

年 月 日

(宛先) 金沢市長

報告者 金沢市中央卸売市場
 名 称
 代表者の氏名 部卸売業者 ⑩

金沢市中央卸売市場業務条例第43条第5項の規定により、次のとおり報告します。

月分	単位	数量 : kg	金額 : 円
種 別	市場内及び指定保管場所以外にある物品の卸売数量	市場内及び指定保管場所以外にある物品の卸売金額	

様式第24号の2及び様式第24号の3を削る。

様式第27号を次のように改める。

様式第27号 (第57条関係)

卸売業者以外の者からの買付物品報告書

年 月 日

(宛先) 金沢市長

報告者 金沢市中央卸売市場
 氏名又は名称
 代表者の氏名 部中卸業者 ⑩

金沢市中央卸売市場業務条例第50条第2項の規定により、次のとおり報告します。

月分	単位	数量 : kg	金額 : 円
種 別	市場内において、卸売業者以外の者から買い入れた物品の販売数量	市場内において、卸売業者以外の者から買い入れた物品の販売金額	主 な 品 目

種 別	卸売業者以外の者から買い入れた物品の買付数量	卸売業者以外の者から買い入れた物品の買付金額	主 な 品 目

様式第27号の2及び様式第27号の3を削る。
様式第28号を次のように改める。
様式第28号 (第59条関係)

卸 売 予 定 数 量 報 告 書

年 月 日

(宛先) 金沢市長

報告者 金沢市中央卸売市場
名 称
代表者の氏名 部卸売業者



金沢市中央卸売市場業務条例第54条第1項の規定により、次のとおり報告します。

単位 数量 : kg

品 目	卸 売 予 定 数 量				主要産地
	A せり売又は入札	B 相対取引	C 第三者販売	D 合 計 (A + B + C = D)	
合 計					

様式第29号及び様式第30号中「あて先」を「宛先」に、「第三者販売 電子商取引等」を「第三者販売」に改める。
様式第32号から様式第33号までを次のように改める。
様式第32号及び様式第33号 削除

附 則

この規則は、令和2年6月21日から施行する。

金沢市公設花き地方卸売市場業務条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第28号

金沢市公設花き地方卸売市場業務条例施行規則の一部を改正する規則

金沢市公設花き地方卸売市場業務条例施行規則 (平成12年規則第22号) の一部を次のように改正する。

目次中「第6条」を「第5条の2」に、「買受人」を「売買参加者」に、「第5章 金沢市公設花き地方卸売市場運営協議会 (第77条—第79条)」を「第5章 監督 (第76条の2)」に、「第6章 金沢市公設花き地方卸売市場運営協議会 (第77条—第79条)」に、「第6章」を「第7章」に改める。

第3条を次のように改める。

第3条 削除

第2章第1節中第6条の前に次の2条を加える。

(卸売業務の許可申請)

第5条の2 条例第6条第2項の規定による卸売の業務の許可の申請は、卸売業務許可申請書(様式第1号)によるものとする。

2 条例第6条第3項に規定する規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 当該事業年度開始の日以後2年間における事業計画書
- (2) 定款
- (3) 登記事項証明書
- (4) 役員名簿及び業務を執行する役員の履歴書
- (5) 卸売市場法施行規則(昭和46年農林省令第52号)別記様式第2号の例により作成した最近2年間における事業報告書
- (6) 株主若しくは出資者又は組合員の氏名、住所及びその持ち株数又は出資額を記載した書面
- (7) 当該申請者が他の法人に対する支配関係(他の法人に対する関係で、次に掲げるものをいう。以下同じ。)を持っているときは、その法人の名称及び住所、その法人の総株主等(総株主、総社員又は総出資者をいう。以下同じ。)の議決権(株式会社にあっては、株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法(平成17年法律第86号)第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。以下同じ。)の数及び当該議決権の数のうち当該申請者が有する議決権の数、その法人に対する支配関係を持つに至った理由を記載した書面並びにその法人の定款、直前事業年度の貸借対照表及び損益計算書並びに当該事業年度の事業計画書
ア 当該申請者がその法人の総株主等の議決権の2分の1以上に相当する議決権を有する関係
イ 当該申請者の営む卸売の業務に従事しているか、又は従事していた者が役員の過半数又は代表する権限を有する役員の過半数を占める関係
ウ 当該申請者がその法人の総株主等の議決権の100分の10以上に相当する議決権を有し、かつ、その法人の事業活動の主要部分について継続的で緊密な関係を維持する関係(イに掲げるものを除く。)
- (8) 当該申請者が条例第6条第4項第3号、第5号及び第6号に掲げる者に該当しないことを誓約する書面
- (9) その他市長が必要であると認める書類

(卸売業務許可証の交付)

第5条の3 市長は、条例第6条第1項の許可をしたときは、卸売業務許可証(様式第1号の2)を交付するものとする。

第6条の次に次の2条を加える。

(事業の譲渡し及び譲受け並びに合併及び分割の認可申請)

第6条の2 条例第11条の3第3項の規定による事業の譲渡し及び譲受けに係る申請は卸売業者事業譲渡・譲受認可申請書(様式第1号の3)に、卸売業者である法人の合併に係る申請は卸売業者事業合併認可申請書(様式第1号の4)に、卸売業者である法人の分割に係る申請は卸売業者事業分割認可申請書(様式第1号の5)によるものとする。

2 前項の申請書には、第5条の2第2項各号に掲げる書類のうち、市長が必要であると認める書類を添付しなければならない。

(届出事項)

第6条の3 条例第11条の4第1項第3号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 定款の変更
- (2) 法人を代表する者の変更
- (3) 業務を執行する役員の変更
- (4) 資本金又は出資の額の変更
- (5) 総会の決議

第7条第1項中「様式第1号」を「様式第1号の6」に改め、同条第3項を削る。

第8条第3項を削る。

第11条及び第12条を次のように改める。

第11条及び第12条 削除

第13条第2項を削る。

第15条を次のように改める。

第15条 削除

第16条中「第60条」を「第59条第1項第1号」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定による保存は、販売原票及び売買仕切書に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の保存をもって代えることができる。

第18条第2項第3号中「市町村長等の発行する身分証明書並びに」を削り、「第19条第4項第2号及び第4号」を「第19条第4項第1号、第2号、第4号及び第7号から第9号まで」に改め、同条第3項第5号及び第6号を次のように改める。

(5) 業務を執行する役員の履歴書

(6) 当該申請者が条例第19条第4項第5号、第8号及び第9号に該当していないことを誓約する書面

第24条第1項に次の1号を加える。

(3) 法人である仲卸業者にあつては、第6条の3各号に掲げる事項

第24条第2項を削る。

第2章第3節の節名を次のように改める。

第3節 売買参加者

第28条の見出し中「買受人」を「売買参加者」に改め、同条第1項中「買受人の」を「売買参加者の」に、「買受人承認申請書」を「売買参加者承認申請書」に改め、同条第2項第3号を次のように改める。

(3) 当該申請者が条例第27条第4項第1号、第3号及び第5号から第7号までに該当していないことを誓約する書面

第28条第3項第5号を次のように改める。

(5) 法人の代表者が条例第27条第4項第1号及び第3号に、並びに当該法人が同項第6号及び第7号に該当していないことを誓約する書面

第29条の見出し中「買受人承認証及び買受人章」を「売買参加者承認証及び売買参加者章」に改め、同条第1項中「買受人承認証」を「売買参加者承認証」に、「買受人章」を「売買参加者章」に改め、同条第2項中「買受人（）」を「売買参加者（）」に、「買受人章」を「売買参加者章」に、「買受人副章」を「売買参加者副章」に改め、同条第3項中「買受人は」を「売買参加者は」に、「買受人章」を「売買参加者章」に、「買受人副章」を「売買参加者副章」に改める。

第30条第1項中「第24条第1項各号に」を「次に」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 氏名、名称又は住所の変更

(2) 商号の変更

(3) 法人である売買参加者にあつては、第6条の3各号に掲げる事項

第30条第2項を削る。

第31条第3項第3号を次のように改める。

(3) 当該申請者が条例第31条第1項第1号、第2号及び第5号から第7号までに該当していないことを誓約する書面

第31条第4項第5号を次のように改める。

(5) 法人の代表者が条例第31条第1項第1号及び第2号に、並びに当該法人が同項第6号及び第7号に該当していないことを誓約する書面

第34条及び第35条中「行う」の次に「せり売又は入札の方法による」を加える。

第37条第1項中「呼び上げ、かつ、その品種、出荷者、数量、指値の金額（当該委託者の希望価格の110分の100に相当する金額をいう。）その他必要な事項をあらかじめ市長に届け出なければ」を「呼び上げなければ」に改め、同条第2項中「買受人」を「売買参加者」に改める。

第38条及び第39条を次のように改める。

第38条及び第39条 削除

第42条から第46条までを次のように改める。

第42条から第46条まで 削除

第47条の見出し中「買受人」を「売買参加者」に、「許可申請」を「報告」に改め、同条中「第41条第2項」を「第41条」に、「許可の申請」を「報告」に、「仲卸業者及び買受人以外の者に対する卸売許可申請書」を「仲卸業者及び売買参加者以外の者に対する卸売高報告書」に改める。

第48条を次のように改める。

第48条 削除

第49条の見出しを「(指定保管場所の指定等)」に改め、同条中第1項を削り、第2項を第1項とし、第3項を第2項とし、第4項を第3項とし、同条第5項中「承認の申請は、予約相対取引市場外卸売承認申請書」を「報告は、市場内及び指定保管場所以外にある物品の卸売高報告書」に改め、同項を同条第4項とし、同条第6項を削る。

第51条第3項中「電子商取引に係る」を「市場外で引渡しをする」に改める。

第52条第2項中「買受人」を「売買参加者その他の買受人」に改める。

第53条及び第54条を次のように改める。

第53条及び第54条 削除

第55条の見出し中「買入れ申請」を「買入れの報告」に改め、同条第1項中「第50条第3項」を「第50条第2項」に、「許可の申請は、仲卸業者買付許可申請書」を「報告は、卸売業者以外の者からの買付物品報告書」に改める。

第56条及び第57条を次のように改める。

第56条及び第57条 削除

第59条を次のように改める。

(支払期日、支払方法その他の決済の方法)

第59条 条例第57条に規定する規則で定める方法は、次に定めるところによる。

- (1) 卸売業者は、受託物品の卸売をしたときは、委託者に対して、その卸売をした日から10日以内に、当該卸売をした物品の品目、等級、単価（せり売若しくは入札又は相対取引に係る価格をいう。以下この条において同じ。）、数量、単価と数量の積の合計額、当該合計額の100分の10に相当する金額（当該委託者の責めに帰すべき理由により第63条ただし書の規定による卸売代金の変更をした物品については、当該変更に係る品目、等級、単価、数量、単価と数量の積の合計額並びに当該合計額の100分の10に相当する金額）、控除すべき委託手数料及び当該卸売に係る費用のうち委託者の負担となる費用の項目と金額（消費税等相当額を含んだ金額）並びに差引仕切金額（以下「売買仕切金」という。）を明記した売買仕切書及び売買仕切金を送付しなければならないこと。
 - (2) 卸売業者は、出荷者から物品を買受けたときは、その物品の引渡しを受けた日から10日以内に、買受けた物品の代金を支払わなければならないこと。
 - (3) 仲卸業者、売買参加者その他の買受人は、卸売業者から物品を買受けたときは、その物品の引渡しを受けた日から10日以内に、買受けた物品の代金を支払わなければならないこと。
 - (4) 買出人は、仲卸業者から物品を買受けたときは、その物品の引渡しを受けた日から30日以内に、買受けた物品の代金を支払わなければならないこと。
 - (5) 前各号の規定による支払は、送金、現金その他の適切な方法により行わなければならないこと。
- 2 前項の規定にかかわらず、同項第1号から第4号までに規定する期日について取引参加者間に別に特約がある場合には、当該期日は、その特約の期日とする。

第60条第1項中「条例第57条第1項」を「前条第1項第1号」に改め、同条第2項を削る。

第61条を次のように改める。

第61条 削除

第61条の2を削る。

第67条を次のように改める。

第67条 削除

第75条第1号中「当該月の」の次に「市場内及び指定保管場所にある物品の」を加え、同条第2号中「第50条第2項ただし書の規定に基づき」を「第50条第2項に規定する卸売業者以外の者から」に改める。

第81条中「買受人は」を「売買参加者は」に、「買受人章」を「売買参加者章」に、「買受人副章」を「売買参加者副章」に改める。

第82条第4号中「第19条」を「第6条、第19条」に、「仲卸業者、買受人」を「卸売業者、仲卸業者、売買参加者」に、「第22条」を「第11条の2、第22条」に改める。

第6章を第7章とし、第5章を第6章とし、第4章の次に次の1章を加える。

第5章 監督

第76条の2 条例第74条第1項及び第3項の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 流動資産の合計金額の流動負債の合計金額に対する比率が1を下回った場合
- (2) 資本の合計金額の資本及び負債の合計金額に対する比率が0.1を下回った場合
- (3) 連続する3以上の事業年度において、経常損失が生じた場合

別表中「卸売金額」を「市場内及び指定保管場所にある物品の卸売金額」に、「第50条第2項ただし書の規定に基づき」を「第50条第2項に規定する卸売業者以外の者から」に改める。

様式第1号中「あて先」を「宛先」に改め、同様式を様式第1号の6とし、同様式の前に次の5様式を加える。

様式第1号（第5条の2関係）

卸 売 業 務 許 可 申 請 書

年 月 日

（宛先）金沢市長

申請者 住 所
名 称
代表者の氏名 ㊟

金沢市公設花き地方卸売市場業務条例第6条第1項の規定により、金沢市公設花き地方卸売市場の卸売の業務の許可を受けたいので、別紙関係書類を添えて申請します。

1 資本金又は出資金の額 円

2 役員の氏名

様式第1号の2（第5条の3関係）

金沢市指令収 第 号

卸 売 業 務 許 可 証

住 所
名 称
代表者の氏名

金沢市公設花き地方卸売市場業務条例第6条第1項の規定により、次のとおり金沢市公設花き地方卸売市場の卸売の業務を行うことを許可します。

年 月 日

金沢市長 ㊟

様式第1号の3 (第6条の2関係)

卸売業者事業譲渡・譲受認可申請書

年 月 日

(宛先) 金沢市長

譲渡人	名 称	
	代表者の氏名	㊟
譲受人	名 称	
	代表者の氏名	㊟

金沢市公設花き地方卸売市場業務条例第11条の3第1項の規定により、金沢市公設花き地方卸売市場の卸売の業務の譲渡し及び譲受けを行いたいので申請します。

- 1 譲渡し及び譲受けの予定年月日
- 2 譲渡し及び譲受けを必要とする理由
- 3 その他

様式第1号の4 (第6条の2関係)

卸売業者事業合併認可申請書

年 月 日

(宛先) 金沢市長

申請者	名 称	
	代表者の氏名	㊟
	名 称	
	代表者の氏名	㊟

金沢市公設花き地方卸売市場業務条例第11条の3第2項の規定により、金沢市公設花き地方卸売市場の卸売の業務を合併したいので申請します。

- 1 合併後存続する法人又は合併により設立される法人の名称
- 2 合併の方法及び条件
- 3 合併の予定年月日
- 4 合併を必要とする理由
- 5 その他

様式第1号の5 (第6条の2関係)

卸売業者事業分割認可申請書

年 月 日

(宛先) 金沢市長

申請者 所 在 地
名 称
代表者の氏名

印

金沢市公設花き地方卸売市場業務条例第11条の3第2項の規定により、金沢市公設花き地方卸売市場の卸売の業務を分割したいので、次のとおり申請します。

- 1 分割により卸売の業務を承継する法人の名称及び所在地
- 2 分割の方法及び条件
- 3 分割の予定年月日
- 4 分割を必要とする理由
- 5 その他

様式第12号中「買受人承認申請書」を「売買参加者承認申請書」に、「あて先」を「宛先」に、「買受人の」を「売買参加者の」に改める。

様式第13号中「買受人承認証」を「売買参加者承認証」に、「買受人と」を「売買参加者と」に改める。

様式第14号中「買受人」を「売買参加者」に改める。

様式第15号中「あて先」を「宛先」に、「第 種関連事業」を「関連事業」に改める。

様式第16号中「第 種関連事業」を「関連事業」に改める。

様式第17号から様式第19号までを次のように改める。

様式第17号から様式第19号まで 削除

様式第20号を次のように改める。

様式第20号 (第47条関係)

仲卸業者及び売買参加者以外の者に対する卸売高報告書

年 月 日

(宛先) 金沢市長

報告者 金沢市公設花き地方卸売市場卸売業者
名 称
代表者の氏名



金沢市公設花き地方卸売市場業務条例第41条の規定により、次のとおり報告します。

月分	仲卸業者及び売買参加者以外の者に対する卸売数量	仲卸業者及び売買参加者以外の者に対する卸売金額

様式第21号を次のように改める。

様式第21号 削除

様式第22号中「あて先」を「宛先」に、「第43条第1項第1号」を「第43条第1項」に、「4 そ の 他」を「4 温度管理の有無」に改める。

5 そ の 他」

「4 温度管理の有無

様式第23号中「あて先」を「宛先」に、「4 そ の 他」を「5 そ の 他」に改める。

5 そ の 他」

様式第24号を次のように改める。

様式第24号 (第49条関係)

市場内及び指定保管場所以外にある物品の卸売高報告書

年 月 日

(宛先) 金沢市長

報告者 金沢市公設花き地方卸売市場卸売業者
名 称
代表者の氏名

印

金沢市公設花き地方卸売市場業務条例第43条第5項の規定により、次のとおり報告します。

月分 単位 数量 : 本又は鉢
金額 : 円

種 別	市場内及び指定保管場所以外にある物品の卸売数量	市場内及び指定保管場所以外にある物品の卸売金額

様式第24号の2を削る。

様式第27号を次のように改める。

様式第27号 (第55条関係)

卸売業者以外の者からの買付物品報告書

年 月 日

(宛先) 金沢市長

報告者 金沢市公設花き地方卸売市場仲卸業者
氏名又は名称
代表者の氏名

印

金沢市公設花き地方卸売市場業務条例第50条第2項の規定により、次のとおり報告します。

月分 単位 数量 : 本又は鉢
金額 : 円

種 別	市場内において、卸売業者以外の者から買い入れた物品の販売数量	市場内において、卸売業者以外の者から買い入れた物品の販売金額	主 な 品 目

種 別	卸売業者以外の者から買い入れた物品の買付数量	卸売業者以外の者から買い入れた物品の買付金額	主 な 品 目

様式第29号を次のように改める。
 様式第29号（第58条関係）

卸 売 予 定 数 量 報 告 書

年 月 日

（宛先）金沢市長

報告者 金沢市公設花き地方卸売市場卸売業者
 名 称
 代表者の氏名 ⑩

金沢市公設花き地方卸売市場業務条例第54条第1項の規定により、次のとおり報告します。

単位 数量： 本又は鉢

品 目	卸 売 予 定 数 量				主要産地
	A せり売又は入札	B 相対取引	C 第三者販売	D 合 計 (A + B + C = D)	
合 計					

様式第30号及び様式第31号中「あて先」を「宛先」に、「第三者販売 電子商取引等」を「第三者販売」に改める。
 様式第33号及び様式第34号を次のように改める。
 様式第33号及び様式第34号 削除

附 則

- この規則は、令和2年6月21日から施行する。
- この規則の施行の際現に改正前の第29条第1項の規定により交付されている買受人承認証及び買受人章並びに同条第2項の規定により交付されている買受人副章は、それぞれ改正後の同条第1項の規定により交付された売買参加者承認証及び売買参加者章並びに同条第2項の規定により交付された売買参加者副章とみなす。

令和2年(2020年)3月31日 印刷
令和2年(2020年)3月31日 発行
定価 120円

発行人
発行所
印刷所 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市
金 沢 市 役 所
(株) 共 栄